

第5節 地域支援事業及び高齢者福祉事業

地域支援事業は平成18年度に創設された事業で、介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業で構成されています。

平成27年度からの介護保険制度の改正で、地域支援事業については大幅な改正が行われました。

この改正により、全国一律の予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）が市町村の取り組む地域支援事業に移行され、「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施されることになります。その趣旨は、既存の介護事業者による既存サービスに加え、NPO法人、民間企業、住民ボランティア等の多様な主体によるサービスを提供することにより、サービスの効率化と費用の抑制を図りながら、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指すものです。

また、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」などが新たに位置付けられ、包括的支援事業の充実が図られます。

本市の介護予防・日常生活支援総合事業については、経過措置期間を活用し、平成29年4月までに実施することとし、実施するまでの期間は現行の地域支援事業を継続します。

このほか高齢者福祉事業として、高齢者の在宅生活を支援するため、地域高齢者見守り事業の推進を図るとともに、除雪サービス事業や緊急通報装置設置などを行うほか、老人クラブへの支援や敬老助成券交付事業など、高齢者の生きがいと社会活動などに対して支援しています。

<地域支援事業の内容>

| 改正前 | | 改正後 | | | |
|--------|--------------------|--|--|------------|--|
| 地域支援事業 | 介護予防給付 (要支援1・2) | 訪問介護 通所介護 | 介護予防・日常生活支援総合事業 | 地域支援事業 | |
| | 介護予防事業 | 二次予防事業 ・二次予防事業対象者の把握事業 ・通所型介護予防事業 ・訪問型介護予防事業 ・二次予防事業評価事業 | | | 介護予防・日常生活支援総合事業 |
| | | 一次予防事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・一次予防事業評価事業 | 一般介護予防事業 ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・一般介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業 | | |
| | 包括的支援事業 | 地域包括支援センターの運営 | 包括的支援事業 | | 地域包括支援センターの運営 (地域ケア会議の充実を含む) 在宅医療・介護連携の推進 認知症施策の推進 生活支援サービスの体制整備 |
| 任意事業 | 介護給付等適正化事業 | 任意事業 | 任意事業 | 介護給付等適正化事業 | |
| | 家族介護支援事業 | | 任意事業 | 家族介護支援事業 | |
| | その他の事業 | | 任意事業 | その他の事業 | |

1 介護予防事業

(1) 二次予防事業

ア. 二次予防事業対象者の把握事業

基本チェックリストにより、身体機能等の確認を行い、二次予防事業の対象者を決定しており、平成24年度までは、主に後期高齢者健康診査にあわせて実施していましたが、平成25年度からは、主に地域高齢者見守り事業の際に実施しています。

二次予防事業対象者の把握事業の状況

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------|--------|--------|
| 実施者数(人) | 205 | 712 |
| 決定数(人) | 23 | 231 |

イ. 通所型介護予防事業

ふれあいセンター及び地域の集会施設において、二次予防事業対象者及び一次予防事業対象者に、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上等をプログラムとする介護予防教室を開催し、自立した日常生活の確立を支援しています。

通所型介護予防事業の状況

| | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------------|-------------|----------|----------|
| 介護予防教室 | 開催回数 (回) | 24 | 24 |
| | 参加者数 (人) | 57 | 65 |
| うち、二次予防事業対象者数 (人) | | 10 | 10 |
| うち、一次予防事業対象者数 (人) | | 47 | 55 |

ウ. 二次予防事業評価事業

砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会における、事業の実施状況等の検証を通じ、二次予防事業の事業評価を行い、実施方法等の改善を図っています。

(2) 一次予防事業

ア. 介護予防普及啓発事業

ふれあいセンターで実施している「ふれあい講座」を始め、各種事業の取り組みを通じて高齢者が自ら介護予防に資する活動に参加し、主体的に介護予防に向けた取り組みが行えるよう、介護予防に関する普及啓発を行っています。

また、介護予防教室終了後の通いの場として、地域にサロンが生まれ、波及効果も見られています。

介護予防普及啓発事業の状況

| | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------------------|-------------|----------|----------|
| ふれあいセンター講座 | 開催回数 (回) | 60 | 60 |
| | 参加延数 (人) | 1,930 | 2,056 |
| 高齢者軽スポーツフェスティバル | 実施回数 (回) | 1 | 1 |
| | 参加者数 (人) | 450 | 430 |
| 市民大学 | 実施回数 (回) | 1 | 1 |
| | 参加者数 (人) | 85 | 113 |
| 介護予防教室 (一次予防事業) | 実施回数 (回) | 24 | 24 |
| | 参加者数 (人) | 47 | 55 |
| 老人クラブ健康教育 | 実施回数 (回) | 72 | 72 |
| | 参加延数 (人) | 1,017 | 933 |

| | | | |
|-----------|-------------|-----|-----|
| 老人クラブ健康相談 | 実施回数 (回) | 73 | 74 |
| | 参加延数 (人) | 990 | 872 |
| 健康づくり料理教室 | 実施回数 (回) | 10 | 13 |
| | 参加延数 (人) | 230 | 245 |
| 出張公民館講座 | 実施回数 (回) | — | 3 |
| | 参加者数 (人) | — | 147 |

(参考)

| | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------|-------------|----------|----------|
| 地域サロンの開設 | 開設数 (箇所) | 8 | 9 |

イ. 地域介護予防活動支援事業

介護予防に向けた住民主体の活動が広く展開されるよう、いきいき運動推進員など地域で介護予防を推進するボランティア等の人材育成や地域における自主的なサロン活動等への支援を行っています。

地域介護予防活動支援事業の状況

| | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------------|-------------|----------|----------|
| いきいき運動推進員養成講座 | 実施回数 (回) | 17 | — |
| | 修了者数 (人) | 11 | — |
| いきいき運動推進員支援事業 | 実施回数 (回) | 17 | 14 |
| | 参加延数 (人) | 179 | 215 |
| いきいき運動推進員自主活動 | 実施回数 (回) | 130 | 172 |
| | 参加延数 (人) | 2,695 | 4,844 |
| 地域サロン活動支援事業 | 件数 (件) | — | 2 |

ウ. 一次予防事業評価事業

砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会における、事業の実施状況等の検証を通じ、一次予防事業の事業評価を行い、実施方法等の改善を図っています。

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの設置

本市では、高齢者が要介護状態等になっても、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域包括支援センターを1箇所設置しています。

平成26年度には、地域包括支援センターの認知度の向上及びより親しみやすい高齢者の相談窓口を目指し、愛称を「ささえあいセンター」と定め、周知に努めています。

なお、地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、砂川市地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括支援センターの設置、運営及び評価等に関する協議を行っています。

(2) 地域包括支援センターの運営

ア. 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が要介護状態等になることを予防するため、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、高齢者の心身の状況等に応じて必要な支援を行っています。

本市では、二次予防事業の対象者把握事業により抽出された高齢者に対し、介護予防教室等の参加を勧奨するなど、機能の維持・向上を図り、要介護状態等にならないよう支援を行っています。

介護予防ケアマネジメント業務の状況

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------|--------|--------|
| 介護予防プラン作成(件) | 11 | 10 |

イ. 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくことができるよう、総合相談窓口として積極的に広報活動を行っています。

また、平成24年度からは、利用者の利便性向上を図るため、24時間電話相談を受け付ける体制を整えています。

総合相談支援業務の状況

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------------|--------|--------|
| 相談実人数(人) | 379 | 465 |
| 相談延人員(人) | 1,504 | 1,410 |
| サテライト地域包括支援センター事業(件) | — | 8 |

ウ. 権利擁護業務

高齢者虐待など解決が困難な状況にある高齢者が、尊厳を維持し安心して生活を営むことができるよう、専門的・継続的な視点から権利擁護のために必要な支援を行うとともに、成年後見制度や消費者被害防止に関する情報の提供を行っています。

権利擁護業務の状況

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------------|----------|----------|
| 高齢者虐待対応件数(件) | 1 | 4 |

エ. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくことができるよう、ケアマネジャー、かかりつけ医など、地域の関係機関等と連携し、個々の高齢者の状況に応じて包括的かつ継続的に支援を行っています。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の状況

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------|----------|----------|
| 対応件数 (件) | 148 | 269 |

3 任意事業

(1) 介護給付等適正化事業

利用者に適切な介護サービスが提供される環境を整備するため、次のとおり事業を実施しています。

- 認定調査状況チェック
- 住宅改修等の点検
- 医療情報との突合・縦覧点検
- 介護給付費通知

(2) 家族介護支援事業

介護方法の指導や経済的な負担の軽減を図るなど、介護を要する高齢者及びその介護者の生活を支援しています。

家族介護支援事業の状況

| | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------------|--------------|----------|----------|
| 紙オムツ利用券交付事業 | 利用者数 (人) | 81 | 86 |
| | 利用延月数 (月) | 585 | 715 |

| | | | |
|------------------------|-------------|-----|-----|
| 家族介護慰労事業 | 利用者数 (人) | 1 | 1 |
| 認知症を抱える家族の会への支援 | 実施回数 (回) | 19 | 20 |
| | 参加延数 (人) | 220 | 254 |
| 失語症者交流会 | 実施回数 (回) | 2 | 2 |
| | 参加延数 (人) | 16 | 15 |
| 徘徊高齢者等位置情報提供サービス利用助成事業 | 利用者数 (人) | 1 | 2 |

(3) その他の事業

高齢者の地域における自立した日常生活を支援するため、成年後見制度利用支援事業及び在宅高齢者配食サービス事業等を実施しています。

その他の事業の状況

| | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------------|---------------|----------|----------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 支援件数 (件) | 1 | 2 |
| 住宅改修支援事業 | 支援件数 (件) | 25 | 19 |
| 在宅高齢者配食サービス事業 | 利用者数 (人) | 67 | 55 |
| | 利用延食数 (食) | 7,401 | 7,341 |
| 高齢者専用住宅家庭奉仕員派遣事業 | 派遣箇所数 (箇所) | 5 | 5 |
| | 派遣戸数 (戸) | 70 | 70 |

4 高齢者福祉事業の現状

高齢者がいきいきと住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、在宅生活を支援するとともに、生きがい対策や社会活動に参加しやすい環境を整えるなどの取り組みを実施しています。

《具体的な取り組み》

- ・ 地域高齢者見守り事業
- ・ 高齢者情報提供事業
- ・ 高齢者支え合いネットワーク事業
- ・ 除雪サービス事業
- ・ 緊急通報装置設置事業
- ・ 老人クラブ敬老旅行事業への支援

- ・老人クラブ活動への支援
- ・老人クラブ連合会への支援
- ・敬老助成券交付事業
- ・敬老祝金贈呈事業
- ・総合福祉センターへの支援
- ・老人憩の家の維持・管理
- ・高齢者虐待防止の推進
- ・高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会の開催
- ・居宅介護住宅改修資金貸付事業
- ・外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業
- ・介護手当支給事業

5 介護予防・日常生活支援総合事業を含む新しい地域支援事業への移行

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

介護予防・日常生活支援総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」の2つの事業で構成され、どちらも平成29年4月までに実施するため準備を進めます。

なお、「介護予防・生活支援サービス事業」を構成する訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防支援事業の4つの事業については、事業内容及び実施基準等を関係機関等と協議し展開していきます。

(2) 包括的支援事業の充実

包括的支援事業は、現在行っている事業に加え、地域ケア会議をより充実させていくほか、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」について、既に取り組んでいる事業を含め、平成30年4月までに実施するため準備を進めます。

6 地域支援事業の財源構成

